

## ご契約プラン選択の目安（家財の簡易評価）

ご契約プランの選択は、下表の「簡易家財評価額表」に基づき決定してください。

### 簡易家財評価額表（ご契約金額の目安）

被保険者	家族構成			
	夫婦のみ	夫婦 子供1人	夫婦 子供2人	単身者
25才前後（含未満）	500万円	580万円	660万円	300万円
35才前後	650万円	730万円	810万円	350万円
45才前後（含以上）	850万円	930万円	1010万円	400万円

● 子供（18才未満）がいる場合 1人/80万円加算 ● 大人（18才以上）がいる場合 1人/130万円加算

### WEB 解約の流れ（解約日は手続き日以降となります）

お引越される場合には解約のお手続きを行ってください。保険期間の残存期間に応じて解約返戻金をお支払いいたします。

WEB 解約受付ページにアクセス

下記 QR コードの読み取り  
または当社ホームページより  
受付ページにアクセスしてください。



東日本少額短期保険

必要事項を入力

お客様情報、解約返戻金（※1）を  
お支払いする銀行口座情報など



※1) 解約日から保険期間満了日まで1ヶ月に  
満たない場合は解約返戻金は発生しません。

お手続き完了！（※2）



※2) ご入力内容に不備がある場合にはご連絡を差し上げる  
場合や書類の提出などを求める場合があります。

### 保険商品に関するご質問・お申込手続きについてのお問い合わせはこちらから

お客様お問い合わせダイヤル

**0120-533-570** 営業時間 / am9:30~pm17:30（※土日祝日定休）

お気軽にご利用ください!

### 事故が起きた際のお問い合わせはこちらから

24時間事故受付ダイヤル

**0120-521-639** 24時間・365日 事故受付OK!

※ご契約に際しては必ず「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」をご確認ください。

## 東日本少額短期保険株式会社

- 仙台本社  
〒980-0022 宮城県仙台市青葉区五橋1丁目6番6号 五橋ビル 8F  
TEL.022-796-3301 FAX.022-796-3306
- 札幌支店  
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西17丁目1-5 ノワム大通ビル 6F  
TEL.011-611-2751 FAX.011-611-2752
- 東京支店  
〒101-0051 東京都千代田区外神田2-18-3 第2昭和ビル 6階

●取扱代理店

## 賃貸入居者総合保険 ワイドプラン



4つの補償でご入居者様を手厚くお守りします!

# 住まいる保険24



家財  
補償

修理費用  
補償

個人  
賠償責任  
補償

借家人  
賠償責任  
補償

火災・自然災害・盗難等による  
**生活家財の損失**から  
日常生活での**賠償責任**まで  
幅広く補償する保険です。

「住まいる保険」は、賃貸入居者総合保険のペットネームです。



東日本少額短期保険



# 賃貸住宅ご入居者様を4つの補償でしっかりサポートします!

ワイドプラン

## 家財補償

### 生活家財の損害

所有する生活家財に損害が生じたとき、損害にあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額を補償します。

- 1 火災 落雷 破裂 爆発  
**家財が燃えてしまった!**
- 2 風災 雪災 ひょう災  
**台風で屋根が壊れ、家財が破損!**  
1事故 家財保険金額の50%限度  
損害額20万円以上の場合
- 3 盗難  
**泥棒に現金を盗まれた!**  
1事故 家財保険金額の10%限度  
現金・預貯金は20万円限度
- 4 水濡 給排水設備事故による漏水  
**水ぬれが起きた!**
- 5 建物外部からの物体の落下 飛来 衝突 倒壊  
**車が家に衝突し、家財が破損!**
- 6 水災 床上浸水による水濡損害  
**洪水で家財が水びたしに!**  
1事故 家財保険金額の30%限度
- 7 騒じょう等 騒じょう・集団行動または労働争議に伴う破壊行為や暴力行為  
**外壁が破壊され、家財が破損!**
- 8 破損 汚損 等  
①～⑦以外の **偶然な事故**  
1事故30万円限度 免責金額(自己負担額)3万円

上記の損害保険金の支払い対象となった場合、それに伴う次の出費も補償します。

- 臨時宿泊費用保険金**  
1事故につき(限度額) **10万円**  
上記事故(③と⑧を除く)により発生した一時的な宿泊施設の利用費用や、宿泊施設への交通費を補償します。
- 残存物取片づけ費用保険金**  
1事故につき(限度額) **家財保険金額の10%**  
損害を受けた残存家財の取壊し、搬出、清掃等にかかった費用を補償します。
- 失火見舞費用保険金**  
1事故につき(限度額) **家財保険金額の10%**  
火災、破裂、爆発事故で他人の所有物に損害が発生した場合の相手方への見舞金費用を補償します。(被災世帯数×10万円)

## 修理費用補償

### 修理費用

下記の場合で賃貸借契約に基づき、借りているお部屋のドアや窓ガラスなどを自費で修理した費用を補償します。

- 家財補償の対象となる事故(⑧を除く)により借戸室に損害が生じた場合 1事故につき(限度額) **100万円**
- ご入居者さま(被保険者)の死亡により借戸室に損害が生じた場合  
修理費用 1事故につき(限度額) **50万円**  
遺品整理費用 1事故につき(限度額) **50万円**
  - 凍結による専用水道管・給湯器の損害(解冻費用含む)  
1事故につき(限度額・年1回限り) **30万円**
  - 借戸室の窓ガラスの熱割れによる損害  
1事故につき(限度額・年1回限り) **10万円**
  - いたずらやピッキング等で生じた借戸室の玄関ドアロックの損害  
1事故につき(限度額・年1回限り) **3万円**

## 個人賠償責任補償

### 第三者への賠償責任

個人賠償責任保険金額  
1事故につき(限度額) **1,000万円**  
自己負担額なし(免責金額ゼロ)

階下に水ぬれ損害を与えてしまった! 第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。借戸室の使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する偶然な事故により、第三者にケガをさせたり、第三者の物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

## 借家人賠償責任補償

### 大家さんへの賠償責任

借家人賠償責任保険金額  
1事故につき(限度額) **1,000万円**  
自己負担額なし(免責金額ゼロ)

火災 爆発 水濡 破損 等 借戸室で火災を起こしてしまった! 大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。火災、破裂・爆発、水ぬれの事故によって借戸中の建物(借戸室)に損害を与えて、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、過失により借戸室の洗面台・浴槽・便器を破損させ、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。(1事故につき30万円限度)

**偶然な事故による損害賠償責任の補償範囲を拡大!**  
偶然な事故により生じた借戸室(洗面台・浴槽・便器を除く)の損壊で、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合にも保険金をお支払いします。(1事故につき100万円限度・免責1万円)

## ご加入プラン例 ワイドプラン(新借家人賠償責任補償拡大特約付帯)

臨時宿泊費用保険金	1回の事故につき(限度額) <b>10万円</b>
残存物取片づけ費用保険金	1回の事故につき(限度額) 家財保険金額の <b>10%</b>
失火見舞費用保険金	1回の事故につき(限度額) 家財保険金額の <b>10%</b>
修理費用補償 <sup>※1</sup>	1回の事故につき(限度額) <b>100万円</b>
個人賠償責任補償 <sup>※2</sup>	1回の事故につき(限度額) <b>1,000万円</b>
借家人賠償責任補償 <sup>※2</sup>	1回の事故につき(限度額) <b>1,000万円</b> (借戸室内の偶然な事故による損壊の場合 洗面台・浴槽・便器…1事故30万円限度・免責なし その他の部位…1事故100万円限度・免責1万円)

### 家財補償

1回の事故につき家財保険金額を限度額とします。ただし、風災・ひょう災・雪災による損害は家財保険金額の50%、水災による損害は家財保険金額の30%、盗難による損害は家財保険金額の10%(現金・預貯金は20万円)、偶然な事故による損害は30万円(免責金額3万円)を限度額として1回の事故につきお支払いします。また、風災・ひょう災・雪災による損害は1回の事故による損害額が20万円以上に限りお支払いします。

※1.1回の事故につき100万円を限度額とします。ただし、ご入居者さまの死亡による借戸室の損害は遺品整理50万円・修理費用50万円、凍結による専用水道管・給湯器の損害は30万円、窓ガラスの熱割れによる損害は10万円、いたずらやピッキングで生じた借戸室の玄関ドアロックの損害は3万円を限度額として年1回まで(入居者の死亡による損害を除く)お支払いします。

※2.借家人賠償責任補償と個人賠償責任補償のお支払い保険金の合計額は、1回の事故につき、1,000万円が限度額となります。